

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事件の表示	平成27年(才)第865号
決定日	平成27年7月17日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る 山 本 庸 幸
当事者等	上 告 人 森 田 英 被 上 告 人 森 田 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 高 木 英 〇〇 〇 〇 〇 〇
原判決の表示	東京高等裁判所平成26年(ネ)第6050号(平成27年3月5日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成27年7月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 大和谷



子 印